

平成24年7月23日現在

1. 商品名(愛称)	・総合口座	
	普通預金	定期預金(スーパー定期・スーパー定期300・自由金利型定期預金・ 変動金利型定期預金・期日指定定期預金) 定期積金(スーパー積金)
※ 本商品は、「普通預金」「定期預金」「定期積金」の複合商品となっております。詳しい内容につきましては、 普通預金商品説明書並びにお預入れの定期預金・定期積金の商品説明書をご参照ください。		
2. 販売対象	・満20歳以上の個人、個人事業主の方のみ。(1人1口座)	
■ 自動借入について		
3. しくみ	普通預金の残高が不足した場合、不足額については定期預金、定期積金を担保に 自動借入ができます。普通預金にご入金いただければ、自動的に返済が行われます。	
4. 担保の種類	・定期預金 スーパー定期・スーパー定期300・自由金利型定期預金 変動金利型定期預金・期日指定定期預金 ・定期積金 スーパー積金	
5. 自動借入れ限度額	● 定期預金 ————— 預金合計額の90% ● 定期積金 ————— 掛込残高合計額の90% 定期預金と定期積金の合計では最高1,000万円まで自動借入れができます。	
6. お借入利率	お利息は、毎年3月と9月の決算日に普通預金口座から引き落とされます。	
	● 定期預金 ————— 担保定期預金の約定利率+0.5% ● 定期積金 ————— 担保定期積金の約定利率+1.25%	
7. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	
8. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務部(9時~17時、 電話:0944-52-3358)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03- 3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター 等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、 当金庫営業日に、上記法務部または全国しんきん相談所(9時~17時、 電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の 弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いた だけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会におい て、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を 図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する 方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫法務部 もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。	